

田辺市 雇用促進奨励金

【田辺市雇用促進奨励金交付制度】

高年齢者、障害者その他就職が特に困難な方を雇用した場合に、事業主に対して奨励金の交付を行うことにより、雇用の促進を図り、あわせて経営の安定と健全な発展及び従業員の福祉の増進に資することを目的としています。

■制度の概要■

高年齢者、障害者その他就職が特に困難な方を、公共職業安定所を通じて雇用された事業主、または地域若者サポートステーションの支援を受けた方を雇用した事業主の方で、一定の要件を満たす場合に、雇用促進奨励金を交付しています。

■対象要件■

田辺市内に住所及び事業所を有する個人事業主または商業登記法に規定する商業登記簿に登録されている本店若しくは支店を田辺市内に有する法人で、市税を完納しており、下記の要件に該当する場合

1. 公共職業安定所の「特定求職者雇用開発助成金制度」または「職場適応訓練費委託金制度」のいずれかの適用を受けた方で、受給期間が満了する前日までに市内に居住している方を引続き雇用しているとき
2. 市内に居住し、地域若者サポートステーションの支援を受けた方を雇用したとき

■交付金額■

対象従業員 1 人につき 1 か月 1 万円（上限 12 万円）

※上記対象要件 1 の「特定求職者雇用開発助成金」の適用を受けた事業主のうち、重度の身体・知的障害者、精神障害者、45 歳以上の身体・知的障害者に係る助成を受けたとき（短時間労働者を除く）の交付金額は 1 か月 1 万円（上限 24 万円）、それ以外の身体・知的障害者に係る助成を受けたとき（短時間労働者を除く）の交付金額は 1 か月 1 万円（上限 18 万円）となります。 ←（平成 25 年 4 月 1 日改正による）

※奨励金交付対象期間であっても、その期間内に対象従業員が離職したり、市外に転出した等の異動があった場合は、その異動した日の属する月の前月分までが交付対象となります。

■申請手続■

事前に裏面の「田辺市雇用促進奨励金関係書類送付依頼書」に必要事項を記入し提出ください。

申請時には、次の《提出書類》を、下記の「●お申込み・お問合せ先」まで提出いただきます。

《提出書類》

1. 奨励金交付申請書・対象従業員名簿・請求書 <田辺市商工振興課に用意しています>
2. （上記対象要件 1 の場合）助成金等の支給決定通知書の写し <和歌山労働局発行>
（上記対象要件 2 の場合）就職決定証明書 <地域若者サポートステーション発行>
3. 対象従業員の賃金台帳の写し <交付申請の対象となる期間のもの>
4. 対象従業員の本人確認ができるものの写し
5. 対象従業員の労働者名簿
6. 市税完納証明書

●お申込み・お問合せ先●

田辺市 商工観光部 商工振興課 商工労政係

〒646-8545 田辺市東山一丁目5番1号

TEL：0739-26-9970 / FAX：0739-22-9903

田辺市雇用促進奨励金関係書類送付依頼書

令和 年 月 日

田 辺 市 長 あて

依頼者 事業所住所
事業所名称
代表者氏名
電話番号 () -
依頼者住所

〔法人にあっては、事業所住所欄には、主たる事務所の所在地を記載してください。〕

田辺市雇用促進奨励金の交付申請を行いたいので、関係書類の送付を依頼します。

雇 い 入 れ 日	年 月 日
対 象 労 働 者	氏 名 住 所 生年月日
特 定 求 職 者 雇 用 開 発 助 成 金 の コー ス	
対象労働者の種別	
一週間の所定労働時間	時間以上 時間未満 (☐ 短時間労働者に該当)
申請事業所主の企業規模	☐ 中小企業 ☐ 中小企業以外 (いずれかに ☒)
特定求職者雇用開発 助 成 金 の 支 給 期 間	年 月 日から令和 年 月 日まで
田辺市雇用促進奨励金 の 交 付 対 象 期 間	上記期間終了後 ☐ 1 年 ☐ 1 年 6 ヶ月 ☐ 2 年

◎公共職業安定所（ハローワーク）から発行されている「特定求職者雇用開発助成金についてのお知らせ」の写しを添付してください

- ※ 国の特定求職者雇用開発助成金の支給が満了する日の前日までに田辺市民でない場合は対象外となります。
- ※ 対象労働者の種別については、国の特定求職者雇用開発助成金の対象となった労働者の要件をご記入ください。
- ※ 田辺市雇用促進奨励金の支給期間については、国の特定求職者雇用開発助成金の支給期間が終了した月の翌月から起算して1年となります。また、重度の身体・知的障害者、精神障害者、45歳以上の身体・知的障害者に係る助成を受けたとき（短時間労働者を除く）は2年、それ以外の身体・知的障害者に係る助成を受けたとき（短時間労働者を除く）は1年6ヶ月となります。
- ※ 本制度の対象となる労働者を複数雇われている場合は、対象労働者ごとに本依頼書を作成してください。
- ※ 申請時に国の支給決定通知書の写し（全支給期間分）が必要となりますので、支給決定通知書は大切に保管ください。また、申請時に支給決定通知書が届いていない場合は、次年度に申請頂くことになりますのでご注意ください。

田辺市雇用促進奨励金交付申請に係る関係書類の送付は、交付対象期間の属する年度の年度末を予定しています。**（本依頼書の提出をもって、依頼者が本制度の交付要件を満たしていることを保証するものではありません。）**